情報案内

役場開庁時間　8:45 ～ 17:15
（土・日・祝日除く）

企画財政課 ☎47―2115

商業統計調査を実施

6月1日現在で「商業統計調査」が全国一斉に実施されます。本調査は小売業・卸売業を営むすべての民営事業所が対象です。

5月下旬から調査員が調査票の記入のお願いに各事業所を訪問しますので、皆さんのご協力をお願いします。

○**問合せ**　企画財政課

町民課 ☎47―2203 税の関係 ☎47―2193

固定資産税などの納期は5月31日

固定資産税・軽自動車税の納期は、5月31日㈭です。納期内に必ず納めましょう。

○**問合せ**　町民課資産税係・町民税係

自動車税も納期までに納めましょう

自動車税は、毎年4月1日現在の自動車の所有者（原則、車検証に記載されている使用者）に納めていただく道税です。必ず5月31日㈭までに納めましょう。

納税通知書は5月7日に発送しますが、住所を変更された方や納税通知書が届かない方は、網走支庁北見道税事務所までご連絡ください。

○**問合せ**　網走支庁北見道税事務所（☎25―8681）

耐震改修を行った住宅の固定資産税を減額

昭和57年1月1日以前に建てられた住宅について、平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に、耐震改修を行い完了した場合（工事費が30万円以上）、1戸当たり120㎡分までの固定資産税を一定期間2分の1に減額します。

減額を受けるためには、改修後3か月以内に建築士などが発行する「現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書」を添付して町民課資産税係に申請してください。

■**減額期間**

○平成18年～平成21年までの改修…3年間減額

○平成22年～平成24年までの改修…2年間減額

○平成25年～平成27年までの改修…1年間減額

福祉保健課 ☎47―5555

医療機関での子宮がん・乳がん検診

医療機関で、乳がん（視触診のみ）・子宮がん検診を受けることができます。

○**実施期間**　随時（平成20年3月31日まで）

○**対象**

乳がん検診（平成20年3月31日までに30歳以上になる女性）

子宮がん検診（平成20年3月31日までに20歳以上になる女性）

○**申込み**　福祉保健課健康増進係窓口で随時受け付けています。受診券を発行します。

○**自己負担金**

乳がん検診　1，000円

子宮がん検診　3，000円

（受診券発行時にお支払いください）

心身障害者巡回相談

北海道立心身障害者総合相談所では、心身障害者の補装具・療育手帳判定などの相談を受けています。

相談を希望される方は、事前の手続きがありますので、福祉保健課社会福祉係へお問い合わせください。

○**とき**　5月29日㈫30日㈬

○**ところ**　北見市保健センター（北見市北6条西2丁目）

農林商工課 ☎47―2116

農作業事故をなくそう

農業機械の大型化、高性能化が進むにつれ、農作業事故は大事故につながる恐れがあります。

特に、農作業は一人での作業が多いために、事故が発生した場合に発見が遅れ、死亡するケースも少なくありません。油断は禁物です。十分に注意しましょう。

5月19日から春の大掃除

春を迎え、道路や家の周りにも冬の間にたまった汚れなどが目立つようになりました。

清潔で快適な生活を送るため、家族みんなで春の大掃除をしましょう。

○**一斉清掃期間**　5月19日㈯～27日㈰

調理師試験を実施

○**試験日**　8月29日㈬13時30分～16時

○**試験地**　北見市

○**受験願書受付期間**　5月7日㈪～6月1日㈮

○**申込み問合せ**

北見保健所健康推進課（☎24-4171）

くらしのインフォメーション

農薬の一層の適正使用を

残留農薬のポジティブリスト制度が、昨年の5月29日施行されました。

この制度では、残留農薬基準値がない農薬に、0・01㎎という低い数値が基準値として設定されています。

基準値をオーバーしてしまうと、生産物の出荷停止・回収などの対応を求められる可能性があり、これまで以上に散布対象作物以外の作物への農薬飛散防止に気をつけなくてはなりません。

●農薬使用基準を必ず守りましょう（農林水産省の登録番号がある安全性の確認された農薬を、ラベルをよく読んで使うことが必要です）

①その農薬に適用がない作物へは使用しないこと

②定められた使用量または濃度を超えて使用しないこと

③定められた使用時期を守ること

④定められた総使用回数以内で使用すること

建設課 ☎47―2118

下水道排水設備工事の指定業者規程を変更

これまで町内に限っていました下水道排水設備工事指定業者は、要件を備えていれば町外業者（北海道内）も指定を受けることができます。

指定を受けるには、必要書類を添えて申請する必要があります。

詳細は、建設課下水道係にお問い合わせください。

土地改良区 ☎47―3165

水の事故に注意

各地で河川や用水路などでの水死事故が絶えません。

かんがい用水路は、毎年5月上旬から9月中旬まで満水になっています。

子どもたちの水死事故を防ぐために、普段から注意しましょう。

放水による水位上昇に注意を

土地改良区では、5月上旬から9月上旬まで、かんがい用水を取水します。

この頭首工では、河川状態によって水門を開閉することがあり、下流の水位が急激に上昇する恐れがあります。

頭首工から放水するときは、警報サイレンを鳴らしますので、注意しましょう。

社会福祉協議会 ☎47―3536

日赤社資募金にご協力を

5月は、赤十字運動月間です。日本赤十字社は、災害救護奉仕活動や献血事業など、人間愛に基づく活動を行っています。

この活動を支えているのは、みなさんからの社資募金です。

この募金運動が5月1日から31日まで、全国一斉に実施されますので、皆さんの温かいご協力をお願いします。

農業後継者の配偶者対策

本町の基幹産業である農業の振興には農業後継者の配偶者対策が欠かせません。

本町では、農業委員会が事務局となり、町と農協の支援を受け、担い手対策の各種事業を行っています。

結婚相談は、7人の担い手相談員が青年の方のご相談を気軽に受けています。

また、地元農業後継者と畑作体験農業実習生との結婚のきっかけとなる出会いの場づくりも行っています。

農業後継者に配偶者をお世話いただいた方には3万円から15万円以内で4区分に応じて報償金を贈らせていただいています。

【農業担い手対策推進協議会】

（事務局：農業委員会）

農業者年金に加入を

配偶者の方も加入手続きは済みましたか

農業者年金制度は、農業者の老後生活の安定と福祉の向上および農業担い手の確保を目的とした制度です。

農業者年金の最大の特徴は、「自分が掛けた年金は確実に受給できる」という掛け損のない積立方式となっていることです。

また、認定農業者であって、青色申告をしている方、またはその世帯に属する方であれば、大変有利な政策支援（保険料の助成）を受けることができます。

国民年金加入者で、農業に年間60日以上従事する60歳未満の方はどなたでも加入できますので、ぜひ後継者や配偶者の方にもお勧めします。

加入申し込み手続きは農協営農企画課となります。

詳しいことは、農業委員会（☎47-2204）または農協営農企画課（☎47-4824）にお問い合わせください。